

## 韓国における債務返済猶予措置「国民幸福基金」について

ソウル駐在員事務所

韓国において債務返済猶予措置が、2004年（ハンマウム金融：対象者約21万人、2兆3千億ウォン＝約2,070億円）、2008年（信用回復基金：対象者約101万人、7兆1千億ウォン＝約6,390億円）に続いて今年2013年に「国民幸福基金」として導入されていました。その現状について報告します。

「国民幸福基金」とは、朴槿恵大統領が国民幸福度の追求、格差社会の是正を目的に公約として掲げた政策の一つであります。政府はこの国民幸福基金を活用し、1億ウォン（約900万円）以下の融資を6カ月以上返済できずにいる延滞者、およそ32万人（下記、<sup>(1)</sup> + <sup>(2)</sup>）に対して負債を最大50%減免する政策であります。

また、年利20%以上の高金利融資を受けた債務者のうち、約34万人が年利10%台の低金利融資に借換えることができます。（6カ月以上の長期延滞者に対する債務減免と分割返済 高金利融資から低金利融資への借換え 学資ローンの債務調整などの財源として活用）

国民幸福基金は約4,000の金融会社と協約を締結し、ここから不良債権を買い取ることにより約8,000億ウォン（約720億円）を投入しています。金融委員会によると約4,000の金融会社、貸付業者で返済を延滞している134万人のうち、約21万人<sup>(1)</sup>が何らかの債務調整を受けると予想しています。

公的資産管理公社で管理されている延滞債務者211万人からは、約11万人<sup>(2)</sup>が債務調整の恩恵を受ける見通しでしたが、未登録の貸付業者、社債を利用した人、有担保融資を受けた人、従来の債務調整や個人破産手続きを踏んだ人は支援の対象外となります。

2013年4月22～6月28日の約2ヶ月で計122,201人の債務調整申請を受付け、申請者のうち、93,142人(76.2%)は即時支援可能と把握されています。

また、借換えローン（バクアドリムローン）事業においては、国民幸福基金の受付開始後、4月1日から6月28日まで計21,458人、金額2,311億ウォン（約208億円）の借換えローン申請を受付け、うち借換えローンの支援を受けた債務者は20,206人、金額2,172億ウォン（約195億円）となっています。

過去における債務返済猶予措置は、少しの対象基準差で利用できない人からの不満、不公平感、悪用を企てる人、償還ルールをすぐに破る人などモラルハザードといった問題が課題でありました。

今回の債務返済猶予措置は、過去 2 回の経験を経て、制度上いくつかの工夫がなされています。1. 対象基準日の突発的決定（2013 年 2 月末） 2. 時限立法制度のアピール 3. 金融機関、政府（国税庁、雇用労働部、保健福祉部）の協業による対象者の選定が上げられます。これらにより債務者の隠蔽財産、収入状況、納税状況などより詳細なデータを把握、制度の利用促進、計画的な悪用者の遮断措置が図られました。（添付資料のスキーム図参照）

国民幸福基金を通じた信用回復の支援は、個人負債額の多い国民を一時的にでも救済することが趣旨であります。債務免除の金額は国家予算に比較して約 0.6% といった水準になっています。朴槿恵大統領の選挙公約を死守するために実施した政策に過ぎないとの声もあり、韓国予算全体に与える影響も小さく、大統領権限の強い韓国だからこそできる制度と言えます。

債務減免を前提としているだけに、過去二回の教訓を踏まえ制度運用上の課題をどう改善するか、特にモラルハザードの問題をどう克服するかなど朴槿恵政権の対応力が求められています。

尚、韓国資産管理公社が買取る延滞債権については、既に金融機関側で償却債権として計上されていることから、金融機関への影響は限定的だと考えられています。

為替相場： 文中 1Won=0.09 円にて換算

添付資料： 国民幸福基金を通じた個人債務調整の分類表  
国民幸福基金スキーム図

以 上

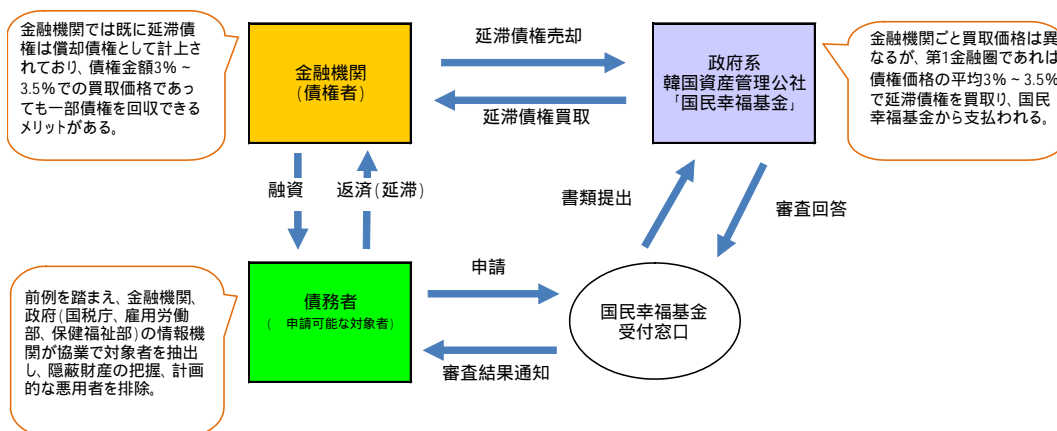
## 添付資料

### 【国民幸福基金を通じた個人債務調整の分類】

区分	債務不履行者の信用回復支援	学資金貸出の債務調整	低金利貸出への借換え
支援対象	金融会社、登録貸金業者（信用回復支援協約加入）から1億ウォン（約9,000万円）以下の信用貸出を受け今年2月末現在6ヶ月以上延滞中の債務者	金融会社、登録貸金業者（信用回復支援協約加入）から学資金貸出を受け今年2月末現在6ヶ月以上延滞中の債務者 *韓国奨学財団の学資金延滞債務は常時債務調整	・金融会社、登録貸金業者（信用回復支援協約と無関係）から年20%以上の高金利信用貸出を受け、今年2月末現在6ヶ月以上正常償還中の債務者 ・年所得4千万ウォン＝約360万円以下（零細自営業者4千5百万ウォン＝約405万円以下）
恩恵	最大50%（基礎生活受給者等は70%）債務減免。最長10年分割償還	償還能力を考慮し債務減免、償還期間延長。債務償還時期就業以後に延期	4千万ウォン（約360万円）限度で20%以上の高金利貸出を10%台低金利貸出に借換え
申請時期	・予備受付 2013年4月22日～30日 ・本受付 2013年5月1日～10月31日 ・支援対象者のうち未申請者は7月から国民幸福基金が個別に通知（学資金貸出は韓国奨学財団も通知）		4月1日～9月30日 *期間終了後は既存の借換えローン（バクアドリムローン）になる

- ・債務調整の申請は2013年4月22日～10月31日。申請者の年齢、延滞期間、所得などから返済能力を考慮の上、最大50%の減免率が適用。残りの債務に関しては、最長10年で分割返済。
- ・債務減免額は最大2兆2,000億ウォン（約1,980億円）に達すると推定。低金利融資への借換え申請は2013年4月1日～9月30日まで。年利20%超の高金利融資を受けた人が、10%の低金利融資（限度額4,000万ウォン＝約360万円）に借換え可能。

### 【国民幸福基金スキーム図】



国民幸福基金は2013年2月末時点で対象となる債務者のみが申請可能であり、韓国資産管理公社がリストアップ済み。

韓国資産管理公社は金融機関等の不良債権を買取る政府機関であり、今回の事業初期買取資金約8千億ウォンについては当公社の既存管理資金+外部借入にて調達済み。今後と社債発行等での調達も検討予定。

「国民幸福基金」の審査を通過した債務者について、金融機関は手続きを拒むことができない。